

平成17年8月12日
阪神高速道路公団

阪神高速道路公団における入札談合 の防止対策への新たな取り組みについて

阪神高速道路公団は、入札・契約に係る不正の防止について、平成14年に発生した自らの発注工事に係る競売入札妨害事件を受け、①入札・契約制度の改善、②業者との関係における職場環境の改善、③法令遵守の徹底について対策をとりまとめ（別紙参照。以下「再発防止策」という。）、その着実な推進に向けてフォローアップに努め、不正の再発防止に向けて徹底して取り組んできたところである。

そのような中で、今般、国土交通省及び日本道路公団発注工事で発生した鋼製橋梁談合事件については、同じく公共事業を担うものとして、事態の重要性を厳粛に受け止めているところである。

当公団としては、引き続きこれまでの徹底した取り組みの着実な推進に努めることとしているが、この機会に、さらに入札・契約制度の競争性・透明性・公正性を高めるべく、以下のような新たな対策についてとりまとめた。

民営化を目前に迎え、当公団としては、社会的信頼が得られるよう全力を上げていかなければならない時期であり、心を新たに真剣にこれらの対策に取り組んでまいりたい。

記

I 入札・契約制度

1. 競争性向上のための入札方式の改善等

(1) 一般競争入札方式の拡大

当公団においては、「再発防止策」において、公募型指名競争入札の適用範囲を、予定価格5千万円以上の工事まで拡大して、入札・契約における競争性・透明性・公正性の向上を図ってきたところである。その更なる向上を図るべく、従来24.3億円以上とされていた一般競争入札方式を、平成18年度から予定価格2億円以上の工事まで拡大する。なお、新たに対象とする工事に係る一般競争入札方式は、入札事務手続きの簡略化を行い、必要に応じ、技術提案等の条件を付する。

(2) 技術力を重視した入札方式の拡大と充実

① デザイン・ビルド方式の拡大

技術力で競争性を発揮できるデザイン・ビルド方式の適用範囲を拡大する。

② 総合評価落札方式の充実と拡大

総合評価落札方式は、談合等の不正防止も期待され、品質確保を図る上でも有効であることから、技術提案の範囲の拡大等評価項目の充実を図るとともに、工事の規模・内容を勘案しつつ、適用範囲を拡大する。

③ 総合評価審査委員会（仮称）の設置

平成18年度から外部の有識者を加えた総合評価審査委員会（仮称）を設置し、高度な内容の技術提案の評価を行う場合等必要に応じ、当該委員会による審査を実施する。

2. 入札契約の過程に対する監視の強化

工事費内訳書について、これまでの一般競争入札及び予定価格事前公表工事等の入札に加え、公募型指名競争入札における一部の工事についてもその提出を求めることとする。提出された内訳書について、積算内訳の状況が不自然な場合には、積算に係る考え方等についてヒアリングを実施する。

また、再度入札における入札金額の順位の変動について、監視を強化する。

3. ペナルティの強化

(1) 大規模・組織的な談合等に対する指名停止措置の強化

当公団は、自らの発注工事の入札契約をめぐり、悪質な行為があり、重大な事件に発展した場合において、運用上、指名停止措置の最長24ヶ月の適用を既に行っているところである。今後は、悪質性が際立っている場合には、最長24ヶ月間の指名停止措置を講じる等ルールとして指名停止措置の強化を行う。

(2) 違約金特約条項の強化

指名停止措置の強化と同様に、悪質性が際立っている企業に対しては、現行の10%の違約金特約条項に上乗せして5%の違約金（合計15%）を徴収する。

(3) 競争参加資格を定める際の総合点数へのペナルティの反映

建設業法の監督処分と当公団発注工事等での指名停止措置について、その状況に応じて、競争参加資格を定める際の総合点数に反映させる。

4. 既に実施している措置の着実な推進

(1) 指名業者名の事後公表を継続するとともに、不落随契は原則として行わず、現場説明会を行わない措置を継続する。

(2) 一般競争入札及び公募型指名競争入札において実施している電子入札を継続する。

(3) 談合情報、ダンピング情報等の情報が寄せられ、又は事実があった案件については、引き続き、公正入札調査委員会で審議の上、速やかに公正取引委員会へ通知を行う。

(4) 既に整備している弁護士、警察 OB からなる法令遵守体制について、引き続き、その活用を図る。

II. 再就職・早期退職慣行の見直し

1. 重大な法令違反に関与した企業への再就職の自粛

今般の鋼製橋梁談合事件に関与した企業については、当該企業においてコンプライアンスが確立したと認められるまでの間、退職後の年数を問わず、当事者である本人及び関係会社の理解を得て、当公団退職者の就職について自粛を要請する。

2. 当公団発注工事受注企業への幹部役職員の再就職の自粛

日本道路公団発注の鋼製橋梁談合事件に鑑み、このような談合事件と再就職者の関連性について無用の疑念を抱かれないようにするため、原則として、役員については、退職後5年を経過するまでの間、部局長については、退職後2年を経過するまでの間、当事者である本人及び関係会社の理解を得て、当公団発注の公共工事の受注実績を有する企業への再就職について自粛を要請する。

3. 早期退職慣行の是正への取り組み

早期退職のあり方については、「再発防止策」に基づいて早期退職年齢の56歳から58歳への引き上げに取り組んでいるところであるが、引き続き着実に取り組みを進めるとともに、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」の一部改正を受け、再任用制度の見直しを行い、できるだけ長く働ける環境の整備に努める。

Ⅲ. フォローアップの実施等

今回とりまとめた入札談合の防止対策への新たな取り組みの実施状況については、「再発防止策」の実施状況とともに、当公団に設置している公正入札調査委員会及び外部有識者を加えた入札監視委員会、新たに設置される法務・コンプライアンスグループ並びに関係部署それぞれにおいて継続的にフォローアップを行い、引き続き制度の見直しや運用の改善に持続的に取り組んでいくこととする。

なお、「再発防止策」以降、職員相談窓口の設置、研修の実施、法令遵守に向けたマニュアルの作成等の取り組みを進めてきているところであるが、発注担当職員によるよりの確な職務遂行のため、引き続きそれらの取り組みも着実に進めていくこととする。

阪神高速道路公団で既に実施している 入札契約に係る主な不正の再発防止策

平成14年の自らの発注工事に係る競売入札妨害事件の発生を機に策定した入札・契約に係る不正の再発防止策のうち、談合防止に関する主な対策として以下の措置を講じてきた。

1. 入札・契約制度の改善

(1) 公募型指名競争入札の適用範囲の拡大

公募型指名競争入札を平成15年度から全工種を対象として予定価格5千万円以上の工事まで拡大。更に、予定価格が5千万円以下の遮音壁工事や定常的な維持修繕工事についても同方式を活用し拡大。

(2) 工事（一括）希望型指名競争方式の試行

予定価格が5千万円未満の工事で、本来通常型指名競争方式となる工事であっても、同時期に発注する複数の同種、同規模な工事の場合は、一括で公募し応募資格者を機械的かつ均等に指名選定を行う方式として、工事（一括）希望型指名競争方式を試行。

*平成16年度は、競争方式による全体発注件数の8割を上記（1）（2）の方式が占めている。

(3) 指名業者数の拡大

指名業者数について、従来10者であったが、公募型指名競争方式においては最大30者、工事（一括）希望型指名競争方式及び通常型指名競争においては最大20者として競争性の確保及び新規参入の円滑化を確保。

(4) ペナルティの強化

自らの発注工事の入札契約をめぐり、悪質な行為があり、重大な事件に発展した場合は、運用上、指名停止措置を最長24ヶ月に強化。

2. 業者との関係における職場環境の改善

(1) 執務室等への業者立ち入り制限の強化

既に実施している執務室への業者の立ち入り制限を、以下のように強化。

- ・執務室では営業活動を受けないよう応対場所を設置し、応対は原則2人以上で行う。
- ・応対場所にカメラ、録音装置を設置するとともに、電話機に録音装置を設置する。
- ・職員以外の第三者との識別をするため、役職員は名札を着用する。

(2) 契約手続き期間中における指名業者と役職員の接触禁止

- ・指名通知から落札までの間、指名を受けた工事に関し当該指名業者と役職員との接触を禁止する。
- ・指名業者に対し、指名通知書と合わせて上記接触禁止に関する文書を配布する。
- ・業者から上記に反する行為がありかつ悪質な場合には、当該業者の指名の取り消しを行う。

3. 法令遵守の徹底

(1) 職員相談窓口の設置

外部からの不当な圧力や要求に対して、職員が個人的に悩むことがないように、職員相談窓口を設置。

(2) 研修の実施

発注業務に関わる役職員を対象として、独占禁止法、公共工事入札契約適正化法、入札談合等関与行為防止法等に関する研修を実施。

(3) 法令遵守に向けたマニュアルの作成

入札談合等関与行為防止法等のマニュアルを作成・配布。